

配偶者暴力等に関する保護命令事件の申立てをされる方へ

和歌山地方裁判所

保護命令の申立てをお考えの方は、まず、下記の機関にご相談ください。事前相談をしていない場合には、公証人作成の宣誓供述書が必要となります。

保護命令の申立書用紙は、裁判所以外に、下記の機関でも入手できます。

記

- ・和歌山県子ども・女性・障害者相談センター

TEL 073-445-0793

電話相談 年末年始を除く全日

午前9時～午後10時（受付時間午前9時～午後9時30分）

面接相談 平日（月～金）午前9時～午後5時45分（年末年始を除く）

（要予約） 電話相談をして予約してください。

- ・最寄りの警察署（連絡先は別紙参照）

(R1.10)

1 保護命令とは、あなた（申立人）が相手方（※）から身体に対する暴力又は生命・身体に対する脅迫を受け、今後身体への暴力を振るわれて生命や身体に重大な危害を受けるおそれ大きい場合に、あなた（申立人）の身の安全を確保するための制度です。次の・から・の内容を求めることができます。

- ・ 接近禁止命令

6 か月間、申立人の身边につきまったり申立人の住居（相手方と同居する住居を除く。）や勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

- ・ 退去命令

申立人と相手方が生活の本拠を共にする場合に限り、相手方に対し、2 か月間、その住居から退去すること及びその住居の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

- ・ 申立人の子への接近禁止命令

相手方が子連れ戻すなどによって、申立人が子に関して相手方と会わざるを得なくなり、さらに暴力を受けるおそれがある場合に、6 か月間、申立人と同居している子の身边につきまったり、住居（相手方と同居する住居を除く。）や学校等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

- ・ 親族等への接近禁止命令

相手方が申立人の実母など密接な関係にある親族等の住居に押しかけて乱暴な言動を行うなどによって、申立人がその親族等に関して、相手方と会わざるを得なくなり、さらに暴力を受けるおそれがある場合に、6 か月間、その親族等の身边につきまったり、住居（相手方と同居する住居を除く。）や勤務先等の付近をはいかいすることを禁止する命令です。

- ・ 電話等禁止命令

6 か月間、相手方から申立人に対する面会の要求、深夜の電話やFAX送信、メール送信など一定の迷惑行為を禁止する命令です。

※相手方とは次のいずれかに該当する人をいいます。

- ①申立人と婚姻関係にある配偶者
- ②婚姻関係にあった時に申立人に暴力又は生命等に対する脅迫を行っていた人
- ③婚姻の届出をしていないが申立人と事実上婚姻関係と同様の事情にある（以下、「事実婚」といいます。）人
- ④事実婚の関係にあった時に申立人に暴力又は生命等に対する脅迫を行っていた人
- ⑤婚姻関係における共同生活に類する共同生活を行う交際関係にある人
- ⑥婚姻関係における共同生活に類する共同生活を行う交際関係にあった時にあなたに暴力又は生命等に対する脅迫を行っていた人

2 保護命令の申立てをするには、申立書を作成し、管轄のある地方裁判所に提出します。

管轄は、次のいずれかの地を管轄する地方裁判所です。

- ・ 相手方の住所の所在地
- ・ 申立人の住所の所在地
- ・ 相手方からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

3 申立てには次の書類が必要です。

- ・ 申立書

- ・ 収入印紙 1, 0 0 0 円, 郵便切手 2, 2 5 9 円 (内訳: 5 0 0 円×2 枚, 1 0 0 円×1 0 枚, 8 4 円×1 枚, 2 0 円×5 枚, 1 0 円×7 枚, 5 円×1 枚)
- ・ 当事者間の関係を証明する資料
 - ① 法律上の夫婦であることを証明する資料
戸籍謄本
 - ② 申立人と相手方との関係が事実上の夫婦であること又は生活の本拠を共にする交際であることを証明する資料
申立人及び相手方の住民票 (マイナンバーの記載のないもの), 生活の本拠を共にしていることを明らかにする写真, メール又は手紙又は賃貸借契約書の写し, 請求先の住所を同じくする光熱水料金の請求書の写し等
- ・ 暴力・脅迫を受けたことを証明する資料
診断書, 負傷部位の写真, 陳述書等
- ・ 相手方から今後, 身体的暴力を振るわれて生命, 身体に重大な危害を受けるおそれ大きいことを証明する資料
メール, 手紙, 申立人本人や第三者の陳述書等
- ・ 再度の申立ての場合
前回の申立書の控え等

【以下は対象となる場合のみ】

- ・ 子への接近禁止命令を求める場合
 - ① 接近禁止の対象となる子が 1 5 歳以上のときは, その子の同意書及び同意書の署名が子本人のものであることが確認できるもの (学校のテストや手紙等) を同時に提出してください。
 - ② 戸籍謄本, 住民票 (マイナンバーの記載のないもの), その他申立人本人との関係を証明する書類

- ・ 親族等への接近禁止命令を求める場合

① 接近禁止の対象者の同意書（対象者が15歳未満の場合又は成年被後見人の場合は，その法定代理人親権者や成年後見人が署名押印した同意書）及び同意書の署名押印が，本人のものであることが確認できるもの（クレジットカードの署名部分，手紙，印鑑証明書等）を同時に提出してください。

② 戸籍謄本，住民票（マイナンバーの記載のないもの），その他申立人本人との関係を証明する書類

成年後見人による同意書には，これらに加え，資格証明書の提出が必要です。

4 原則として，申立人が裁判所に申立書を提出した日に，申立人からの意見聴取のための審尋手続を行っています。そのため，申立てに先立って，裁判所に電話（別紙参照）による予約を入れてください。申立人審尋終了後，通常，1週間程度後に，相手方の審尋を行います。相手方の審尋には，申立人が出席する必要はありません。裁判所は，相手方の言い分を確認し，証拠に照らして保護命令を発令するかどうかを決めます。早ければ，相手方の出頭した審尋期日に保護命令が言い渡されます。

通常，申立てをした日に保護命令が発令されることはありませんので，注意してください。

5 裁判所に提出した申立書・証拠書類（暴力や脅迫を受けたことを証明する書類等）は相手方に写しを送付しますので，相手方に秘密にしている連絡先（避難先）の記載が申立書や証拠書類にないかどうか，十分に確認してください。

D V 防止法関係機関の連絡先一覧表

	名称	電話番号
裁 判 所	和歌山地方裁判所 (民事部保護命令係)	073-428-9922
	和歌山地方裁判所田辺支部	0739-22-2831
	和歌山地方裁判所御坊支部	0738-22-0006
	和歌山地方裁判所新宮支部	0735-22-2007
配偶者暴力相談 支援センター	和歌山県子ども・女性・障害者 相談センター	073-445-0793
警 察 署	橋本警察署	0736-33-0110
	かつらぎ警察署	0736-22-0110
	岩出警察署	0736-63-0110
	和歌山東警察署	073-475-0110
	和歌山西警察署	073-424-0110
	和歌山北警察署	073-453-0110
	海南警察署	073-482-0110
	有田警察署	0737-83-0110
	湯浅警察署	0737-64-0110
	御坊警察署	0738-23-0110
	田辺警察署	0739-23-0110
	白浜警察署	0739-43-0110
	串本警察署	0735-62-0110
新宮警察署	0735-21-0110	